国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

中部運輸局海上安全環境部

令和５年６月２７日（火）

（連絡先）
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官　中川・風岡・松井
TEL ０５２－９５２－８０１２

輸送の安全の確保に関する命令の発出について

中部運輸局では、一般旅客定期航路事業者に対し、海上運送法第２５条に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認されたため、海上運送法第１９条第２項に基づく輸送の安全の確保に関する命令を行いましたのでお知らせします。

記

１．発出年月日

令和５年６月２７日（火）

２．対象事業者

事業者の名称：名鉄海上観光船株式会社
事務所の位置：愛知県知多郡南知多町師崎明神山８
代表者名　　：代表取締役　渡邉　勝吉

３．命令内容

別紙に係る措置について、令和５年７月２７日までに当局あてに文書にて報告すること。

４．事案概要

令和５年２月２１日に、上記事業者が経営する一般旅客定期航路事業において運航する「はやぶさ２」が、愛知県知多郡南知多町海田沖付近を航行中、船首右舷側の窓ガラスが破損し、破損部より海水を流入させた事案が発生した。

中部運輸局では、令和５年３月１３日に海上運送法第２５条に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に基づく運航の可否判断が適切に実施されていなかったこと等を確認した。

（別紙）

①　経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第４条に基づき、輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底すること等について、主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。

②　安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第１７条及び第１８条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第５２条に基づき、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。

③　安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

④　運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

⑤　船長は、安全管理規程第２４条に基づき、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するとともに、船長及び運航管理者は、運航中止に係る協議において、両者の意見が異なるときは、運航を中止すること。

⑥　運航管理者は、安全管理規程第２５条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長に対して、運航中止を指示すること。また、運航管理者は、いかなる場合においても、船長に対して、発航等を促さないこと。

⑦　経営トップ又は安全統括管理者は、安全管理規程第２６条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合は、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促すこと。

⑧　運航管理者及び船長は、安全管理規程第２８条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断の協議の結果等を適切に記録すること。

⑨　運航管理者は、安全管理規程第２９条に基づき、気象・海象に関する情報を把握し、必要に応じ、船長に連絡すること。

⑩　船長は、安全管理規程第３０条に基づき、把握した気象・海象に関する情報を、必要に応じ、運航管理者に連絡すること。

⑪　船長は、安全管理規程第３７条に基づき、作業基準に従い、乗組員に旅客室等を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させること。